

保育所等の待機児童数について

1 概要

県では、少子化対策の一環として、仕事と子育ての両立を実現しながら安心して子育てができる環境づくりのため、待機児童解消を目指し、保育の受け皿整備を進めてきました。その結果、令和5年4月1日現在の待機児童数は5人（前年同日比3人減）となりました。

○ 待機児童数の状況

待機児童5人全員が、医療的ケア児など特別な支援を必要とする児童であり、保育所不足による待機児童は実質ゼロ

○ 待機児童減少の主な要因

- ・ 保育所や認定こども園の整備
- ・ 幼稚園の認定こども園化
- ・ 地域型保育事業（小規模保育事業や家庭的保育事業）の整備 など

【待機児童数等の状況】

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5
	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
施設・事業数	752	784	820	835	848
利用児童数(人)	56,380	58,651	59,499	59,544	59,361
待機児童数(人)	345	193	13	8	5

2 今後の対応

- ・ 利用児童数が増加している地域では、需要動向を見極めながら、保育の受け皿整備を進める一方、既に利用児童数が減少している地域では、施設の統廃合を見据えた検討を進めるなど、地域の実情に応じた対応を進めていく。
- ・ 併せて、障害児保育に係る研修を実施し、保育所等に勤務する保育士や看護師の対応能力向上を図ることにより、障害児や医療的ケア児の受入れ環境を整備する。